

第五十八回

参議院大蔵委員会会議録第十一号

(一四〇)

昭和四十三年四月四日(木曜日)
午前十時三十八分開会

出席者は左のとおり。

委員長
理事

青柳秀夫君

委員

青柳秀夫君

青柳秀夫君

○委員長(青柳秀夫君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

國有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案(第五十五回国会内閣提出、衆議院送付)(継続案件)

○政府委員(二木謙吾君) ただいま議題となりました國有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及び概要を御説明申し上げます。

今回この法律案を提案いたしましたのは、この特別会計に属する特別積み立て金引き当て資金の使用に関し、同引き当て資金は、当分の間、この会計から森林開発公団に対する出資を行なうために優先的に使用することとすることとする旨を目的とするものであります。

現在、國有林野事業特別会計の國有林野事業勘定において損益計算上利益が生じたときは、その利益の二分の一を利益積み立て金に、残りの二分の一を特別積み立て金に積み立て、しかも、この特別積み立て金に見合う額は特別積み立て金引き当て資金として現金で保有することとされております。

この特別積み立て金引き当て資金は、林業の振興その他の財源に充てるものとして一般会計に繰り入れる場合に限り使用できることとされ、毎年、予算の定めるところにより、一般会計への繰り入れが行なわれてきました。

ところで、森林開発公団が行なつてある水源林造成事業は、保安林整備臨時措置法に基づく保安

林整備計画の一環として行なつてあるものであ

り、このための所要財源は、従来この引き当て資

金から一般会計に繰り入れられた財源をもとにし

て、一般会計からの出資によりまかなかわってきた

のであります。しかし、同公団の行なう水源林造成事業のための所要資金を継続的、安定的に確保するた

め、この引き当て資金は、当分の間、まず、この

優先的に使用することとし、この使用の妨げとな

らない場合に限り、一般会計への繰り入れができることに改めようとするものであります。

なお、引き当て資金を森林開発公団への出資に

使用した場合には、これに見合う特別積み立て金

の金額は、利益積み立て金に組みかえて整理する

こととしたしてあります。

以上がこの法律案の提案の理由及びその内容で

あります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成

くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(青柳秀夫君) 次に、補足説明を聴取い

たします。

○政府委員(相沢英之君) 國有林野事業特別会計

法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を補足して御説明申し上げます。

國有林野事業特別会計の特別積み立て金引き当

て資金は、この資金が設けられた昭和三十六年度

から四十二年度までの七年間に、同会計國有林野

事業勘定の利益金から四百六億円を受け入れたの

であります。が、このうち、同期間に二百八十五

億円を一般会計に繰り入れて使用いたしましたの

で、差し引き四十二年度末の残高は百二十一億円

となつております。また、一般会計に繰り入れた

金額は林業の振興のため使用されておりますが、

このうち、百八十三億円は森林開発公団への出資

は、同公団が分取造林特別措置法に基づく分取造

案(内閣送付、予備審査)

本日の会議に付した案件

○国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律

四億円減少することになりますが、同年度中に新たに約六十億円を受け入れる予定でありますので、年度末には約百三十億円になる見込みであります。

以上、提案の理由を補足して御説明申し上げた次第でござります。何とぞよろしく御審議をお願い申上げます。

○委員長(青柳秀夫君) 国債整理基金特別会計法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○柴谷要君 国債整理基金特別会計法の一部改正法律案について二、三質疑をいたしたいと思います。

まず、最初に、政府は四十三年度の国債発行額を六千四百億円として、歳入予算の国債依存度を四十二年度当初の一六・二%から一〇・九九%に引き下げたこととし、これをもつて四十三年度の予算を景気抑制型であるとする有力な根拠としております。しかしながら、四十一年度の国債発行額は、当初予定の八千百億から、まず七月に決定した七百億円が削減され、さらに最終的には一百億前後が再減額される見通しとなつております。また、四十二年度の出納整理期間中に発行されるといふ三百億程度は、実質的には四十三年度に入つてからの四月に発行されるのでありますから、発行額の上では四十三年度は減額されたと認められるわけにいかないものだと思うのです。四十三年度は史上最高といわれる九千五百億円もの税の自然増収を見込みながら、実質減税に一切振り向かず、しかも、国債の削減にもこれを配分をしなさいで、歳出増のみに充てたことになると、このような性格を持つた四十三年度予算は、はたして財政硬直化は正と景気抑制を旗じるしとするに足るものであるかどうか、特にこの点についてお尋ねををおきたいと思うのであります。

○政府委員(相沢英之君) 公債の発行につきましては、この依存度を逐次引き下げるべきであるということは、これは過般の財政制度審議会の答申にもうたわれているところでございまして、数年後ににおける目標といたしましては、財政規模の五%程度にまでできるだけすみやかに近づけるようすべきであるという意見も述べられてゐるわけでございます。大蔵省といたしましても、四十三年度の予算の編成に際しましては、内外における経済情勢等にもかんがみまして、この方針に従つて、極力公債の規模の抑制につとめたわけでございまして、四十二年度の当初の公債依存度の一六・一%を四十三年度におきましては一〇・九%、これも同じように財政制度審議会の四十三年度の予算編成に関する答申にもござりますように、一〇%台に落ちつけることに努力したわけでござります。この公債の依存度を抑えるということとは、歳出における需要が、財政硬直化の現状におきましてはきわめて強いものがあるわけでございまして、それを主として歳出の投資面においてこれを抑制するということをしなければならないわけであります。公共事業におきましても、それは例年の伸びを思い切つて圧縮いたしまして、ことしの四十三年度は、これを対前年当初に対しまして六・九%、補正後に対しましては四・七%の伸びというような、きわめて抑制した増加率に抑えましたのも、この公債発行額の圧縮ということと密接な関連があるわけでござります。そういう点におきまして公債発行額を極力抑える努力を四十三年度の予算編成に關して行なつたという点は御理解をいただきたいと思ひます。

考えられるのであります。四十三年度においては、逆に下期に重点を置き、上期に景気刺激的要因となるべく避けよう、こういった意図があらわれているようであります。重点を置いて発行しようとする下期の公債発行との関連についてまず伺いたい。

また、下期には経済見通しが明るくなると考えておるのが、最近の国際経済の動向から見ると、とうていその見込みがないように考えられるのであります。が、この際、国際経済との関連から、わが国の国際収支の見通し、景気の先行きについて政府の見解を伺つておきたいと思います。

○政府委員(鳩山威一郎君) ただいま御質問にありました第一の点で、財政の国庫収支との関係から下期発行が多くなつたのではないかとのではないかといふ問題。それから、第二番目には、景気の見通し等の問題がございました。

最初の問題から申し上げますと、過去四十年度、四十二年度といふものの実績をとりますと、確かに下期の発行額が非常に少なくなつておるわけでございます。これは一つは、四十一年度も四十二年度におきましても、やはり途中で実際の税収が予定より伸びるというようなことがあります。そこで、下期でその発行額を減らしておるというような事情があるのです。四十二年度の当初の計画といいたしましては上下同額づつ発行いたしました、こう考えておつたのですが、御承知のように、昨年の七月に七百億減額するというような話がありました。それから年末近くになりまして、ただいまおつしやいましたように、さらに二百億減額できるのじやないかといふうことになります。そして、結果においては、市中で発行いたします五千九百億円の国債発行につきましては、上期が三千四百億、下期が二千五百億、こういうような比率になつておるのでございます。で、来年の問題につきましては、国庫収支の状況からは、やはりおむね上下同額づつ発行をいたしたいといふ考え方もあるのであります。が、上期がいずれにしても金融の引き締めが非常に定着するかどうかと

いう、いわば勝負どころというようなこともありますので、上期につきましては心持ち減らすと
いう程度の措置をとりたい。上期におきましては、四十二年度分の出納整理期間発行の三百億を
含めまして、二千九百億から三千億というような規模の発行にいたしてまいりたい。下期はやはり
三百億程度の発行をいたしますと、年間六千億発行になるわけでありますと、景気の状況により
ましては、さらにことしのズレの三百億というのがございますが、これが下期に金融情勢がよろし
ければそれも発行いたしたいわけありますが、金融情勢が現在のような情勢でありますと、この
三百億はさらに来年度の出納整理期間に発行いたしたいといふような考え方を持つておる次第でござります。

ところでありますけれども、これらの点はさておいて、昨年来、国債の市場価格が低落をして、ついて発行条件の改定をせざるを得なくなつた情勢に関連して質問をしておきたいのですが、公定歩合再引き上げ等による金融逼迫により債券投資に回り、資金のゆとりがなくなると、当然上場された國債の価格は低落をする。九十八円六十銭の発行価額の國債が九十八円を割るという事態が生じ、去る一月分の一般個人向けのものは三分の一が売れ残り、これにつれて政保債等の公社債がすべて売れ残る等、大幅値下がりを演じてきて、これに対する國債の量的調整ではついに事態を收拾し得られなくなり、発行条件改定という質的調整、いわば國債管理政策の転換のやむなきに至つた、こういうふうに言えるわけです。このような事態が発生したことについて、わが国では公社債市場が未整備の状態であるからやむを得ないとしての國債の発行額がまず第一に問題にされねばならないのであります。原因を公社債市場の未整備に求めるならば、すでに四十年度末以来一兆五千億円にのぼる國債と多額の政保債が発行されてゐる現状から見るときに、公社債市場の育成が急速に達成をされなければならない、こう考えます。公社債市場育成に対する政府の具体的な考え方、これをひとつ明らかに御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(広瀬義二君) ただいま御指摘のように、公社債市場の問題はきわめて重要でございまして、最近におきます國債、政保債、事業債等、各種債券類の発行量は非常に大きくなつております。また、金融機関、個人、法人間の売買量の増加等も相当な数字にのぼつております現状にかなりがみまして、公社債市場は、発行、流通、両面にわたりましてその整備が行なわなければならぬわけでござります。で、昨年来の金融引き締めに伴いまして発行価額と流通価額との間にかなりの乖離が生じまして、國債、政保債につきましては、先ほど来お話をござりますように、發行量の

とおり、金融引き締めの何かの措置をとりまして、半年ぐらいたつと効果が定着するというようないわけでございます。通常いわれておりますのは、半年ぐらいたつと効果が定着するといふことはよくいわれておりますが、実は今回の措置をとりましたのが、公定歩合を最初に上げましたのが昨年の九月の初めでございます。それから第二回の公定歩合の引き上げをいたしましたのがことしの一月の初めでございます。たゞいま鳩山理財局長から申し上げました、四十三年度の上半期に、何とか、そのきき目が定着するという大体そのころに効果がほんとうに浸透して定着する、タイムラグが経過した時期になるという感じで申し上げておきます。

○柴谷要君 次ですけれども、四十二年度に一般

会計から国債整理基金特別会計に繰り入れられる

金額は、定率繰り入れ分を含めて、この改正案が

成立することを前提に組まれているわけです。す

べに四十二年度は経過をして出納整理期間に入っ

ているのであります、この期間中に本案が成立

すれば、本案による繰り入れがなされたものと見

ることができるのであります。年度経過後に法律が成立し

た場合の繰り入れについては、財政法上、会計法

上の問題は生じないので、これらについてひとつ

御説明をいたさないかと思ひます。

○政府委員(相沢英之君) 歳出の会計年度所属区分は、予算決算及び会計令の第二条に示されておりま

す。その第一項は通常の歳出に関する年度の

所属区分でございまして、たとえば国債の元利、

年金、恩給等のたぐいは、これは支払い期日の属

する年度、それから給与とか旅費、手数料のたぐ

いは、その支給すべき事実の生じたときの属する

年度、その他いろいろございますが、これの原則

を第一項に「法令の規定により他の会計又は資金に繰り入れるべき経費

は、前項の規定にかかるわらず、その支出を計上し

た予算の属する会計年度の歳出として支出するも

のとする」という規定がございます。国債整理基金特別会計への繰り入れは、まさにこの第二項にいう、法令の規定により他の会計に繰り入れるべき経費に該当するわけでございます。そして、たゞいま御指摘の国債整理基金特別会計への繰り入れの金額は昭和四十二年度の予算に歳出として計上されているものでございます。したがいまして、たゞこの改正法案が成立いたしますれば、出納整理期間中にござりますと、この歳出予算額は、当然に昭和四十二年度の歳出として支出することができるわけでございます。

○柴谷要君 まあそういう説明ならば、本案が出納整理期間中に成立をすれば間違いないというふうに解釈できますね。

次ですけれども、四十二年度国債のうち、年度内の発行定額高を見ると、一千億が未発行とな

り、このうち五百億を資金運用部が引き受けることになつてゐるようですが、運用部資金の余裕がそんなにあるのかないのか、これが一つ。

もう一つは、国債残高の一・六%の定率の根拠を示してもらいたい。この二つをお伺いします。

○政府委員(相沢英之君) ただいま御質問の第一点につきまして私からお答えさせていただきたい。このうち五百億を資金運用部が引き受けたことになつてゐるようですが、運用部資金の余裕がそんなにあるのかないのか、これが一つ。

もう一つは、国債残高の一・六%の定率の根拠を示してもらいたい。この二つをお伺いします。

○政府委員(相沢英之君) 国債整理基金特別会計への定率繰り入れの、その定率の一・六%とい

うものが根拠について申し上げます。前年度首の国債残高の一・六%という定率は、これは国債見合の資産の平均的な効用発揮期間といふものを大体六十年と見まして、その一年間の償還所要額として六十分の一、約一・六%といふことで算定した

わけでございます。しかば、公債見合の資産の平均的な効用発揮期間の六十年といふのが妥当かどうかといふことになるわけでございますが、これは公債見合の資産のうち、たとえば岸壁、堤防、防波堤等といふようなものは、現在税法上の耐用年数で見ますと約五十年であり、また、鉄筋コンクリート造の住宅用、学校用、病院用の建物は六十年となつてあります。また、ダムに至つては八十年といふになつております。それから

國富統計や長期計画の基礎となる原単位計算のその基礎となる耐用年数といつしましては、従来からそういう傾向が出ていたのでござります。二千三百五十億円程度の郵便貯金の増加があつたわゆる傾向につきましては、大体常識的に見ますから、主として発行時における市中の状況、これは一般的の事業債、国の金融債その他のもの条件とか、その他市中の状況によつてきめら

ります。したがいまして、こういわゆる償却資産につきましては、大体常識的に見ますから、主として発行時における市中の状況、これは一般的の事業債、国の金融債その他のもの条件とか、その他市中の状況によつてきめら

ります。したがいまして、こういわゆる償却資産につきましては、大体常識的に見ますから、主として発行時における市中の状況、これは一般的の事業債、国の金融債その他のもの条件とか、その他市中の状況によつてきめら

できめられてゐるわけでござります。それから、六十年という点は、先ほども申し上げましたが、これは見合の資産のおおむねの耐用年数が六十年であるから、その六十年間に一般財源で償還すればよろしい、そういうことからその財源手当を年一・六%で入れればいいというふうに算定しておるわけでございます。

そこで、この両者の年限の違いをそれでは現実にどういうふうに橋渡しするかということになりませんと、これは国債整理基金特別会計法の第五条に規定されているところの借りかえの制度によつてゐるわけでございます。つまり国債の保有者に対しましては七年間の満期で償還をしなければなりません。といつて、その財源的な措置としては六十年間を予定している。したがいまして、その六十年に到達するまでは、毎七年ごとに借りかえ措置によつてそれをつないでいく、こういうような考え方になつてゐるわけであります。で、七年間を延ばすかどうかという点につきましては、これは現在の市中の慣行等を勘案しますとの程度が適当であるというふうに考えてゐるわけでありますので、その前提となる条件が変わってきますれば、さらにこれは検討すべきものというふうになるかと存します。ちょっと所管外のことにつわるかも知れませんけれども。

○柴谷要君 それじや最後の質問ですが、三つありますから、三つをひとつべん聞いてしまいますから、お答えいただいて、私の質問を終わりたいと思うんですが、定率繰り入れの対象とする国债と、対象から除外する国债があるといふ話ですが、その区別の基準は一体どういうものかと考へられますけれども、この点はどうなつかこれが二つ目。

それから、三つ目は、新設される予算繰り入れ政府が昭和四十七年度に全額現金償還をするといふ約束をしている。四十年度債の償還財源については特別な繰り入れが必要になるのではないかと考えられますけれども、この点はどうなつかこれが二つ目。

それから、三つ目は、新設される予算繰り入れ

に關する規定というものがあるそぢだが、いかなる趣旨の規定なのか、この説明を伺いたい。

○政府委員(相沢義之君) 定率繰り入れの対象としない国債について先に御説明を申し上げます。

定率繰り入れの対象となつていないのは特殊な性格を持つてゐる国債でございまして、これには短期の資金繰りを目的とする大蔵省証券等の短期

以上三点を伺つて、私の質問を終ります。

それから、新設されました予算繰り入れに関する規定についての御質問でございますが、新しい減債制度は、前にも申し上げましたが、前年度首次の国債総額の百分の一・六の定率繰り入れ、これを基本といたしまして、一般会計の決算上の剩余無期限要求払いという特殊な償還方式をとつておりますところのIMF等の国際機関に対する出資証券、それから、特定の相手方との間で具体的な条件を定めて借り入れる借り入れ金、それから、年金証書の性格を持つております引き揚げ者交付金、あるいは農地報償の交付金、遺族国債、そういつたような割賦償還方式の交付国債、これらはいずれも定率繰り入れの対象にするのにふさわしくないということで除外をしております。その他的一般の内国債及び外國債につきましては、これはこの定率繰り入れの対象としているわけでございます。

それから、四十年債の償還につきましては、四十七年に全額現金で償還するということにしておられます。その財源措置につきましては、これは特にこの定率繰り入れと別個の制度を考えてはおりません。今度の一・六%の定率繰り入れによりまして今後どの程度償還資金が積み立てられるか、これは今後発行いたします公債の額の推移等にもかかる問題でござりますので、どのようになりますか、これはなかなか予測が困難でござりますが、もしその定率繰り入れで不足するようなことになりますれば、当然これは予算繰り入れによって対処するつもりでございます。定率繰り入れのほかに、剰余金の二分の一の繰り入れという制度も残つておりますし、また、定率及び剰余金の二分の一繰り入れ以外に、たとえば四十二年度の予算におきましては、別途五十億円の予算繰り入れを行なつております。したがいまして、これらの繰り入れをもつてなお足らない場合には、四十七

年度におきまして予算繰り入れで対処すれば十分ではないか、かようて考えております。

それから、新設されました予算繰り入れに関する規定についての御質問でございますが、新しい減債制度は、前にも申し上げましたが、前年度首次の国債総額の百分の一・六の定率繰り入れ、これを補完し、さらに必要に応じて予算措置による繰り入れを行なうという三つの柱から成り立つてゐるわけでございます。これは大体前年度首次の国債総額の百分の一・六と、それから、決算上の剩余金の二分の一を下らない額の繰り入れをもつてこれを基本といたしまして、一般会計の決算上の剩余金の二分の一を下らない額の繰り入れをもつてこれを補完し、さらに必要に応じて予算措置による繰り入れを行なうという三つの柱から成り立つてゐるわけでございます。これは大体前年度首次の国債総額の百分の一・六と、それから、決算上の剩余金の二分の一の繰り入れをもつて、大体長期間に見れば国債の償還財源には事欠かないということが、各年度ごとの国債の償還高と、それから、そのときまでの国債整理基金特別会計における償還額とになるという推定をしてゐるわけでございますが、各年度ごとの国債の償還高と、それから、そのときまでの国債整理基金特別会計における償還額とは、必ずしもこれはある年度によってマッチしないことがございます。そういうたびに予算繰り入れを埋める制度としてこの予算繰り入れの制度が考えられてゐるわけでございます。

なお、この規定は今回の改正法によつて廃止されることになつております「国債整理基金に充てるべき資金の繰り入れの特例に関する法律」にも同様の趣旨の規定が置かれておりまして、それを今回この国債整理基金特別会計法の中に取り入れることとしたとしているわけでございます。

○柴谷要君 終わります。

○委員長(青柳秀夫君) 他に御発言はございませんか。——それでは、本案についての質疑は、本日はこの程度として、これにて散会いたします。

午前十一時三十八分散会

昭和四十三年四月九日印刷

昭和四十三年四月十日発行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局